

出資法及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書

近年、破産申立件数は、年間約20万件前後を推移する高水準にある。その多くは消費者金融、クレジット及び商工ローン等の貸金業者から多額の債務を負った多重債務者や中小零細事業者であり、リストラ・倒産による失業や収入減などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産がかなりの数をしめている。この多重債務問題が、自殺や犯罪などを引き起こす要因になっているケースも多く、深刻な社会問題となっている。

多重債務者を生み出す大きな要因のひとつに「高金利」があげられる。現在、貸金業者は出資法の上限金利年29.2%の上限近くで貸付を行っているが、この金利については、平成15年7月のいわゆるヤミ金融対策法（貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律）制定の際、同法施行後3年を目途に見直すとされている。

現在、公定歩合は年0.10%、貸出約定平均金利は年2%前後という超低金利状況にもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は大変な高金利である。一般市民が安心して利用できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的な解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも、利息制限法の制限金利にまで早急に引き下げることが必要である。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者については、集金による返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らない違反行為が横行していること、電話担保金融についても、電話加入権が財産的価値をなくしつつある今日、特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、両者について年54.75%という特例金利は直ちに廃止すべきである。

貸金業の規制等に関する法律第43条のいわゆる「みなし弁済」規定は、貸金業者の利息制限法を超える金利での貸付を助長し、多くの多重債務者を生み出す要因となっている。

よって、国に対し、出資法における上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること、出資法附則における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること、貸金業の規制等に関する法律第43条のいわゆる

「みなし弁済」規定を撤廃することを強く要望する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月16日

名取市議会議長 大友廣嗣

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

総務大臣 殿

法務大臣 殿

財務大臣 殿

金融担当大臣 殿